

の労働組合は、廿日向市上會事務所で協議の上、『代議員一名に傍聴券三枚、宛渡すこと』傍聴者席は全部階上の「こみ」、決定し關東の各組合へ直ちに報告しておつたがそれに對して何等の異議も申來らないから、大阪では廿日の大會では右の規定に従つて会場委員は整理し受附でも其積りで居た。

然るに組合同側は革命歌を高唱しつゝ一團になつて講壇に這らんとしたから、受附は之を拒んだ。

だところ彼等は暴力を以て議場に闖入した。その爲めに場外に溢れてゐた群衆は雪崩れ込んだ。神聖なるべき講壇は拾取すべからざる混沌に陥つた。此彼等の舉舉は何を意味するものであらう『喧嘩、なら來い』『荒唐を挫ぐ』兩方極まる態度であつた。

それは兎も角もして、彼等は又次の横車を押し出した。

『我等は代議員として發言中に組合員から勧言をして貰ひ度いし、又發言する前に組合員色々々相談し度いから組合員を代議員と同席させてくれ』それに對して我等は『相談する必要の起つた場合は諸事を休會すればよい。それに今日の如き議場では傍聴者を同席させ事は混亂を起し易い』からしてこれを拒絕したので彼等は遂に屈したが其爲めに三時間も開會が週れヤツト午後一時に開會する事が出来た。

午後二時西尾君が座長として開會したが、彼等の爲めに受附を混亂せしめられた爲めに、組合數

三代議員の氏名及び總數の點甚図難を極め、最も無駄な時間を二時間語り空費し午後四時頃満く正式に議長を選む事が出來た。

議長を選んで上會長八木氏議長席に着き議事に入るやうくも第一條の但し書にて意見の衝突あり、議事を休會して双方別々に協議の結果總同側は横石案を廻くまで支持する事に決定せるに、組合同側は三時間の長きに亘つて協議せるも議論まらず『モウ一度討論し度い』と申込んで來たから、當方はそれを承諾して議事を再開した。然るに別に新しい纏つた御議論も出ないで只抽象的な自由聯合論であつたので我等はそれに應酬してゐるゝ突然官憲より解散の命降り、其儘の別れとなつたのである。

そして翌日若しくは翌々日名々其自己の主張を固持する旨の決議を發表し労働組合總聯合は明かに決裂したのである。此の日本労働階級に於ての痛恨事の責はそもそも誰が負ふべきか。

それは當然大會前に『労働運動』『労働週報』『パンフレット』等によつて相手の感情を殊更に害し、大會開會の時に前よりの打ち台せを無視して木戸を打ち破り以て議場に陰惡なる空氣を漲らし故意に横車を押し出して開會の時間を逕らし、内輪の打ち台せ會で折れ合ひのつかないものを更らに討論せんこし官憲に解散の機會を與へた。